平成３０年（フ）第３８６号
福岡市博多区博多駅南３丁目13番17号
債務者　荒木　香織
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　千尋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５１５号
福岡県糟屋郡志免町片峰１丁目２番11―307号
債務者　小金丸　司
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石　直己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６０７号
福岡市西区石丸２丁目37番14号　501号、住民票上の住所福岡市西区石丸４丁目４番15―803号
債務者　鈴木　美輝
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光永　享央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６２６号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原西３丁目８番25号　大池ハイツ　106号
債務者　上藤　吟志
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹永光太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６２８号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―303号、前住所福岡市城南区樋井川２丁目25番27―307号
債務者　木村謙次郎
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大津　集平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第６５０号
札幌市北区北32条西９丁目５番41号　コーポ玉城Ｄ棟101号
債務者　平尾　則章
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６７２号
札幌市北区北28条西２丁目１番23号　第２ＮＳＫビル303号
債務者　上村　政也
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６７３号
札幌市北区北28条西２丁目１番23号　第２ＮＳＫビル303号
債務者　上村　　恵
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６８３号
札幌市西区発寒10条４丁目５番18号　アートテラス発寒中央303号
債務者　齋藤　美紀（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７０６号
札幌市東区北32条東６丁目３番20号　ＦＳ39―１Ａ
債務者　花田　春樹（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７２１号
北海道恵庭市漁町36番地　（グランアルヴァーレ103号）
債務者　佐藤　　惠（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７３９号
北海道江別市上江別東町７番地の12　サーム江別駅302号室
債務者　藤野　正広
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７４３号
札幌市豊平区月寒西２条９丁目２番５号　月寒原レジデンス205号
債務者　髙橋　裕子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７５０号
札幌市白石区菊水２条１丁目６番22―1402号
債務者　新井田克憲
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７５６号
札幌市中央区南15条西８丁目１―12　エムプラス山鼻301号、住民票上の住所札幌市西区西野10条９丁目５番１号
債務者　小島　永治
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７６６号
北海道江別市大麻園町34番地　大麻園町団地19号棟404号室
債務者　森　　保子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８８号
釧路市美原１丁目22番3205号
債務者　鈴木　雅彦
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
釧路地方裁判所